

市道供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、
上越市道の供用を次のように開始する。

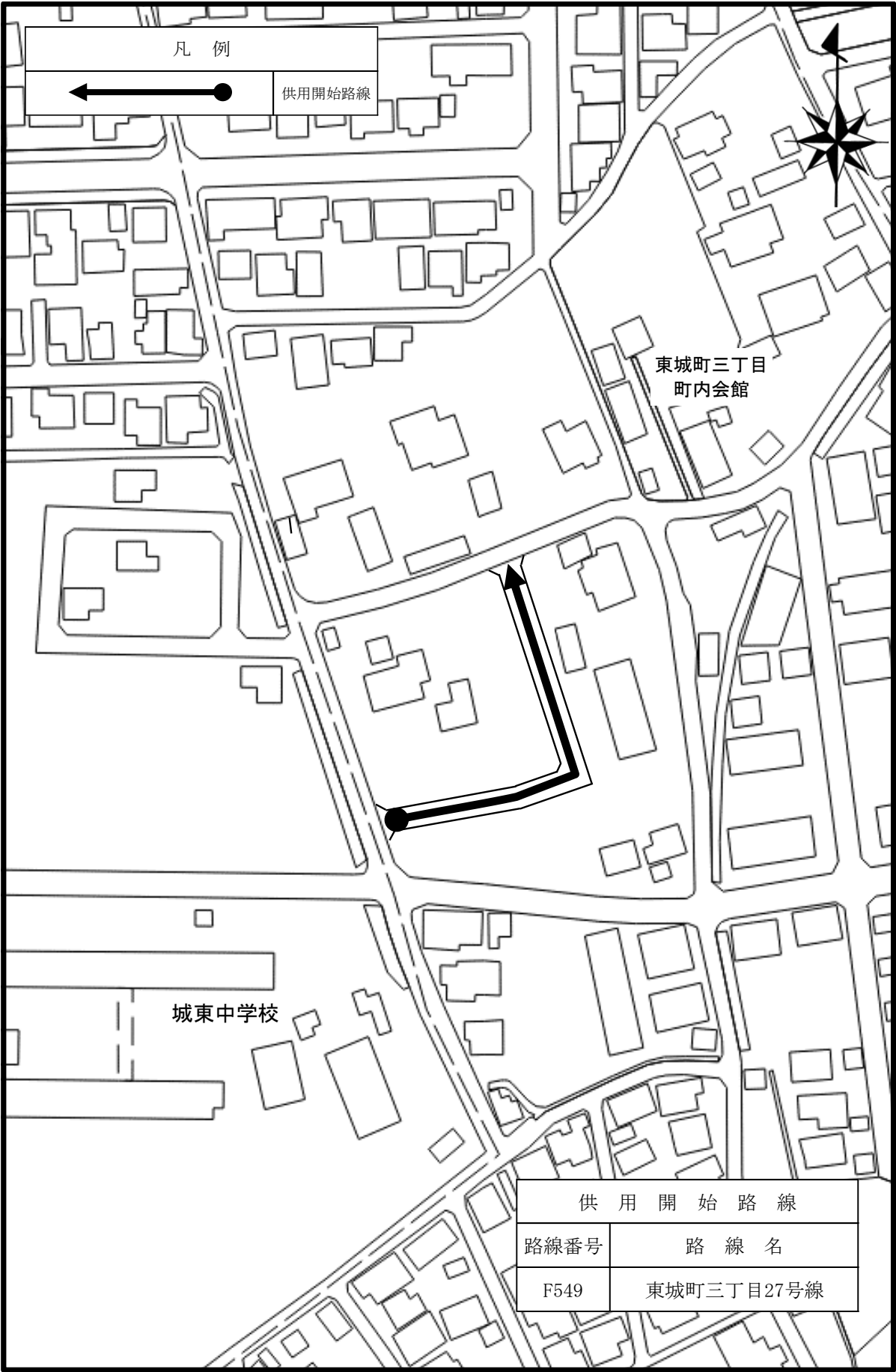
その関係図面は、告示の日から 2 週間、都市整備部道路課において一般
の縦覧に供する。

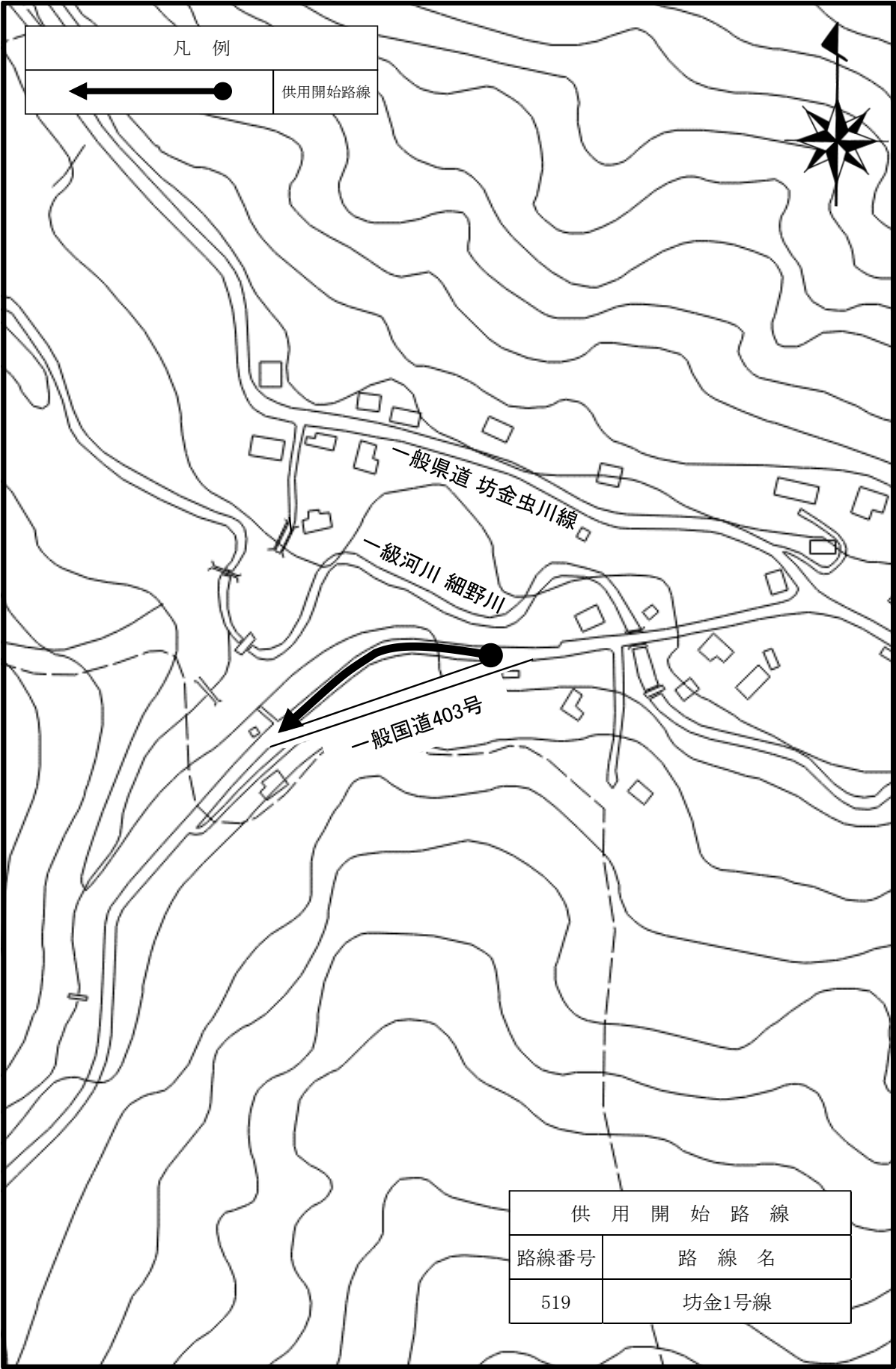
令和 7 年 10 月 10 日

上越市長 中 川 幹 太

供用開始の期日 令和 7 年 10 月 10 日

路線番号	路 線 名	供用開始の区間
F 5 4 9	東城町三丁目 2 7 号線	東城町三丁目 3 5 0 番 8 2 から
		東城町三丁目 3 5 0 番 6 まで
5 1 9	坊金 1 号線	安塚区坊金字向山 1 4 1 0 番 7 から
		安塚区坊金字向山 1 4 1 4 番 2 まで
3 4 9	坊金杉山峰線	安塚区坊金字向山 1 3 9 5 番 6 から
		安塚区坊金字向山 1 3 4 7 番 3 まで





凡 例	
	供用開始路線

供 用 開 始 路 線	
路線番号	路 線 名
519	坊金1号線

